

調達公告

一般競争入札を行うので、公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月12日

公立大学法人公立鳥取環境大学理事長 江崎信芳

1 調達内容

(1) 業務名称

自動示差熱・熱重量同時測定装置一式の調達

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年9月29日（金）まで

(4) 入札方法

郵送入札とする。

なお、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 鳥取県又は鳥取市が定める競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が医療・理化学機器類に登録されている者であること。

(3) この公告の日から入札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県、鳥取市、国及びその他の地方公共団体から競争入札に係る指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告の日から入札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 事業者又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(7) 器具改造等は法令による有資格者により行うことができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札の手続きに関する問合せ先

〒689 1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号
公立大学法人公立鳥取環境大学総務課学部・センター事務室
電話 0857-32-8814
ファクシミリ 0857-32-9120
電子メール g-jimu@kankyo-u.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和5年5月12日(金)から同年5月17日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.kankyo-u.ac.jp>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年5月12日(金)から同年5月17日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵送等による入札

特定記録郵便、簡易書留郵便、一般書留郵便、レターパックプラス又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時及び開札日時

令和5年5月23日(火)午前10時00分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月22日(月)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市若葉台北一丁目1番1号
公立鳥取環境大学 教育研究棟2階 学部・センター事務室

4 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類等(以下「事前提出資料」という。)を、3の(1)の場所に令和5年5月17日(水)午後5時までに電子メール、ファクシミリ又は郵送(普通郵便可)の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札保証金として見積る入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第9条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、契約事務取扱規程 10 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する
場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければ
ならない。この場合において、契約事務取扱規程第 40 条に定める担保の提供をもっ
て契約保証金の納付に代えることができる。

なお、契約事務取扱規程 41 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する
場合がある。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しな
かった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調
達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の可否等

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、公立大学法人
公立鳥取環境大学契約事務取扱規程第 5 条の規定に基づいて作成された予定価格の範
囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。また、最低制限価格
制度は適用しない。なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いると
きは、くじにより決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。